

宮崎県地方協議会における取り組みについて

令和6年2月26日（月）

宮崎県地方協議会事務局

九州運輸局 宮崎運輸支局

宮崎労働局

（一社）宮崎県トラック協会

宮崎県地方協議会の経緯

○トラック運送事業においては、全産業と比較しても特に総労働長時間が長く、中には、荷主都合による手待ち時間など、トラック運送事業者のみの努力では改善することが困難な状況も多く見られたことから、トラック運送事業者、荷主、経済団体、労働団体、行政機関などの関係者が一体となり、トラック運送事業の取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するための環境整備を図ることを目的として平成27年に設置。

※「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」に基づき、令和6年度からトラック運転者の時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、**長時間労働の改善と生産性向上の取組を、荷主と連携し加速させる必要がある。**

また、取引環境・労働時間改善の課題は、**令和6年度時点を乗り越えれば解決する一過性のものではなく、中長期的に継続してこれらの課題に対応していく必要がある**ことから、令和6年度以降も引き続き協議会を開催。

【平成28年度】 4日目販売による余裕を持った運行の提案 (荷種) 青果物

【平成29年度】 着先での待機実態の可視化による拘束時間削減 (荷種) 青果物

【平成30年度】 荷卸ルールの整理・共有による効率化(荷種) 青果物

※参考

過去のパイロット・コンサル事業を国土交通省HP内で紹介しております。

【国土交通省HP】 https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000107.html

<アンケート実施概要> 実施者：トラック輸送における取引環境・労働時間改善宮崎県地方協議会

- 実施時期 令和4年10月4日(金)
- 調査対象 宮崎県内に本社を置く養鶏協会加盟事業者 5社

Q1.トラック事業者の積荷・荷下ろしに要する作業時間について

- ・把握している (5社)

Q2.積荷・荷下ろしの際に荷待ち時間について

- ・常にしている (1社) ・たまに発生している (4社)

Q3.荷待ち時間、荷待ちが発生する原因について

- 【時間】 ・～30分 (1社) ・～1時間 (2社)
・～2時間 (1社) ・把握していない (1社)
- 【原因】 ・週に1回程度、複数のトラックが重なった場合
・トラックの到着が早い場合や製品によつての製造時間の相異
・トラックが順番を持っている
・不足商品の荷待ちになっている
・週に3,4回程度、出来高によつて待ちが発生するときがある
・頻度は不明だが、営業冷蔵庫に荷下ろしする場合は待ち時間が発生すると聞いている

Q4.配送に要する想定時間について

- 【宮崎県内】 ・ 1時間～12時間
【九州圏内】 ・ 4時間～15時間
【関西方面】 ・ 9時間～18時間 ※フェリー乗船時間を含む
【関東方面】 ・ 20時間～53時間 ※フェリー乗船時間を含む

Q5.冷凍保管、冷蔵保管の時間について

- 【冷凍】 ・ 720日
【冷蔵】 ・ 10～13日

Q6.翌日積み込みの可能性について

- ・対応できる[一部実施中] (2社) ・検討したい (3社)
- 【原因】 ・前日に在庫を持って朝一に入るトラック分を確保している
・時間を決めての接車を依頼している
・翌日積込を実施中
・冷凍は可能だが、冷蔵は賞味が短く対応が難しい
・翌日積み込みではなく、前日積み込みで検討
・100%翌日出荷する場合は、自社工場の保管スペースがない
・一部前日繰り越し出荷をしている

Q7.積荷・荷卸し以外の運転手の付帯業務について

- 【理由等】 ・仕分け
・付帯業務が発生する場合は別途支払いしている

Q8.運送業務の効率化について工夫していること

- 【回答】 ・パレット等の活用 (4社)
・物量の平準化
・他社との積み合わせ
・前日繰り越しの商品の出荷がある為、比較的効率的に出荷はできている

Q9.運送依頼日が直前(当日や1日前)になることがあるかについて

- ・直前になることがある (2社) ・直前になることはない (3社)
- 【理由等】 ・急な発注依頼 (2社)
・基本的には出荷日2日前を徹底しているが、急な場合は追加を依頼する場合はある。

Q10.標準的な運賃の告示制度について

- ・内容を含め知っている (1社) ・存在は知っている (3社)
・無回答 (1者)

Q11.フェリー料金について

- ・全額支払っている(4社) ・わからない(1社)
- 【理由等】
- ・運賃に含まれていることを理解している
 - ・運送部門の会社が管理しているので払っていると思う
 - ・契約は船舶料込みの運賃契約となっており、別途支払いの契約ではない

Q12.原油価格高騰による運賃料金に関する値上げの要請について

- ・あった(2社) ・今のところない(3社)

Q13.値上げの要請の対応について

- ・応じた(2社)
- 【理由等】
- ・運送部門のため

Q14.ホワイト物流推進運動について

- ・内容を含め知っている(3社) ・無回答(2社)

Q15.運送事業者の取引環境・労働時間改善に向けて独自に取り組みられていること、これから取り組む予定等について

- 【回答】
- ・エリア毎の集約配送
 - ・トレーラー輸送
 - ・パレット輸送などの作業効率UP
 - ・荷待ち時間の短縮
 - ・商品管理を徹底させるために、前日製造を行い、待ち時間なく積込作業が行える対応を取っている
 - ・取引先に対し、配送拠点の集約(センター・デポ等)をお願いしている
 - ・大型車での荷卸し件数を削減し、配送業者の負担を軽減できる案は検討中

まとめ

○優れている点

- ・物量の平準化、パレットの活用など作業の効率化、物流の効率化に取り組まれている。
- ・関西、関東方面など長距離輸送はフェリーを活用している。

○課題点

- ・標準的な運賃の告示制度に関する認知が低い。
- ・ホワイト物流推進運動に賛同している企業がない。

今後の取り組み

- ・「標準的な運賃の告示制度」「改善基準告示改正」の周知
- ・「ホワイト物流推進運動」賛同企業数の拡大

令和5年度 検討の対象とする輸送分野

【通達】令和5年度の「トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」の実施事項について

(令和5年8月9日付け 厚労省労働条件政策課長、同監督課長、国交省貨物課長通達より一部抜粋)

(1) 今年度の輸送分野別の検討について

① 対象輸送分野

各地方協議会事務局は、これまでの地方協議会での課題整理や過去の実証事業を通じて浮き彫りとなった課題、輸送分野ごとに顕在化している課題等に対し、**1つ以上の輸送分野における課題の整理及び課題に対する改善策の活用等を検討すること。検討の対象とする輸送分野は、各地方の状況に応じ、次の(ア)～(カ)のいずれかより選定**すること。

- (ア) 令和元年度に実施した待機時間・附帯作業に関する調査の都道府県別の結果に基づき、各都道府県における待機時間が特に長い輸送分野
- (イ) 令和2年度に実施した稼働効率に関する調査の輸送品目別及び都道府県別の結果に基づき、各都道府県における積載効率の改善が必要な輸送分野
- (ウ) 過去の実証事業のフォローアップを実施する必要があると考えられる輸送分野
- (エ) 「加工食品、飲料・酒」、「建設資材」及び「紙・パルプ」の中で、各輸送品目別のガイドラインで示した『今後の取組みの方向性』に沿って取組を行う輸送分野
- (オ) 各地方協議会事務局が取扱事項として特に必要と認めた輸送分野
- (カ) 令和4年度に工程表の作成及び目標・指標（KPI）を設定している輸送

対象輸送分野（品目）＝ これまでにも取り組んできた「**加工食品**」とする

また、自動車運転従事者について令和6年度から時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、**その他輸送分野（品目）**においても、荷主・運送事業者間で改善に向けた協議を実施しやすい環境づくりを可能な限り進めていく

- **運送事業者、荷主企業、消費者を対象としたアンケート（R5.7～R5.8）**
→宮崎県、宮崎県トラック協会により、運送事業者・荷主企業・消費者を対象とした「物流2024年問題」に関するアンケートを実施
- **価格転嫁の円滑化に関する協定締結（R5.8.28）**
→原材料やエネルギーなどのコスト上昇分の適切な価格転嫁を促すため、15機関・団体（国の行政機関・宮崎県・宮崎県トラック協会・経済団体・労働団体）が協定を締結
- **持続可能なみやざきの物流構築のための総決起大会（R5.8.31）**
→宮崎県トラック協会主催（宮崎県共催・各行政機関等後援）により運送事業者、荷主企業、関係機関、消費者等約350名参加
- **長時間労働の削減等に積極的に取り組むベストプラクティス企業とその取引先企業との意見交換（R5.11.9）**
→宮崎労働局主催により宮崎労働局長・宮崎運輸支局長合同で、長時間労働の削減に積極的に取り組む貨物自動車運送事業者とその取引先企業を交えた意見交換
- **標準的な運賃制度、ホワイト物流推進運動、荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインの周知**
→宮崎県ポートセールス協議会総会（宮崎県主催）にて荷主団体及び運送事業者に対して周知（R5.5.19）
→宮崎県養鶏協会総会にて会員に対して周知（R5.6.2）
→宮崎県の物流に関する意見交換会（宮崎県主催）にて荷主団体及び運送事業者に対して周知（R5.8.23）
→過積載防止対策連絡会議（宮崎運輸支局主催）にて荷主団体及び運送事業者に対して周知（R5.10.10）
→宮崎県商工会議所連合会を訪問し概要説明及び周知依頼（R6.1.19）
→労働基準監督署主催の「労働時間等説明会」にて周知（R4.12～R5.2）
- **労働時間等説明会**
→労働基準監督署主催により県内各地で運送事業者に対して説明会を実施（計19回）

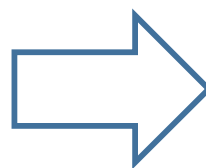
宮崎県 賛同企業 18社

- ・共同運送株式会社
- ・霧島酒造株式会社
- ・株式会社桐原商事
- ・草水運送株式会社
- ・倉本運送株式会社
- ・有限会社昇栄運送
- ・株式会社昭英物流
- ・株式会社新生運輸
- ・株式会社中央運送
- ・株式会社中央物流
- ・合同会社ティープラス
- ・株式会社戸高物流
- ・株式会社マキタ運輸
- ・株式会社丸祐運送
- ・宮崎運輸株式会社
- ・一般社団法人宮崎県トラック協会
- ・吉川工業アールエフセミコン株式会社
- ・株式会社ワンステップ

※赤字は新たに加盟した企業

賛同企業数（令和5年1月31日時点）

全国	1,532社
九州	125社
福岡	56社
佐賀	10社
長崎	2社
熊本	15社
大分	12社
宮崎	<u>16社</u>
鹿児島	14社



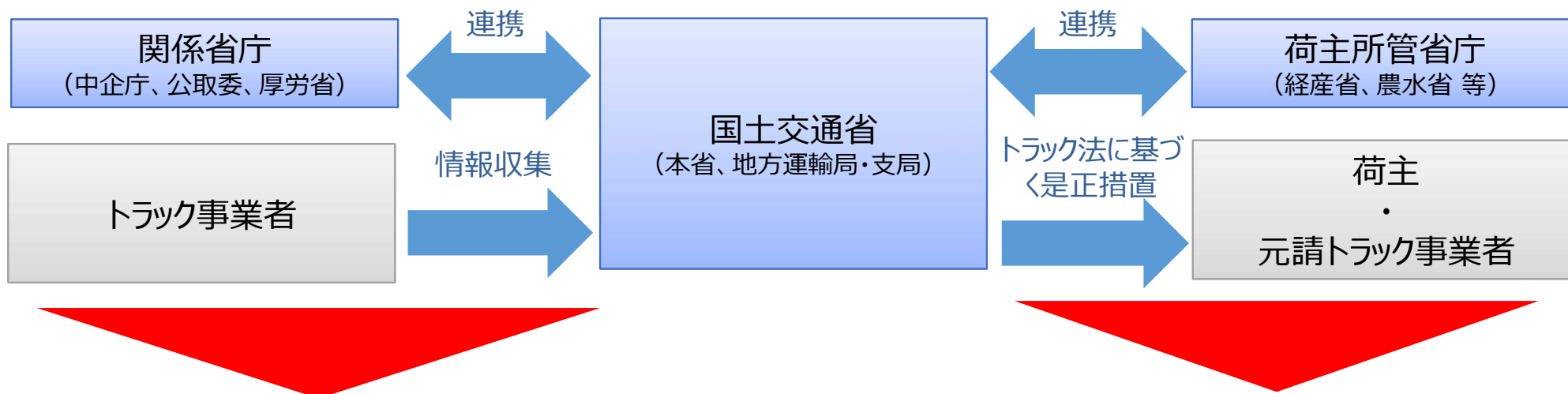
賛同企業数（令和5年12月31日時点）

全国	1,973社
九州	220社
福岡	69社
佐賀	14社
長崎	3社
熊本	75社
大分	16社
宮崎	<u>18社</u>
鹿児島	25社

- ▶ **トラックドライバーは、労働時間が長く、低賃金にあることから、担い手不足が喫緊の課題。**
- ▶ **働き方改革の一環として、2024年4月からドライバーに時間外労働の上限規制（年960時間）が適用されるが、これによる物流への影響が懸念（「2024年問題」）。**
- ▶ **国土交通省では、貨物自動車運送事業法に基づく荷主等への「働きかけ」「要請」等による是正措置を講じてきたが、2024年問題を前に、強力な対応が必要。**
- ▶ **このため、新たに「トラックGメン」を設置することで荷主等への監視体制を緊急に強化し、荷主対策の実効性を確実なものに。**

⇒ **令和5年7月21日、162名体制※で本省及び地方運輸局等に設置**

※緊急増員80名（本省2名、地方運輸局等19名、運輸支局等59名）、既存定員との併任等82名（本省13名、地方運輸局等16名、運輸支局等53名）



トラックGメンの設置による荷主等への監視体制の緊急強化

トラック事業者への**プッシュ型**の情報収集を開始し
情報収集力を強化（2023年度～）

トラック法に基づく「働きかけ」「要請」「勧告・公表」
制度※の**執行力を強化**（2023年度～）

※2018年に議員立法で制定。2023年6月に適用期限を「当分の間」に延長。